

# 大阪経済法科大学私費外国人留学生奨学金規程

1996年2月26日制定

## (名称)

第1条 本学に大阪経済法科大学私費外国人留学生奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。

## (目的)

第2条 この奨学金は、本学の学部及び大学院に在学している私費外国人留学生に対し、奨学金の援助を行うことにより、国際交流の進展に資することを目的とする。

## (種類)

第3条 この奨学金は入学時採用奨学金、在学時採用奨学金、応急時採用奨学金の3種類とする。

## (資格)

第4条 奨学金を受けることができる学部に在学している私費外国人留学生(以下「学部留学生」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

### (1) 入学時採用奨学金

本学の入学試験に合格し入学手続きを行う者

### (2) 在学時採用奨学金

2年生以上で、所定の選考基準を満たす者。ただし、編入学者及び転入学者の初年次については、入学時採用奨学金の対象者とする。

### (3) 応急時採用奨学金

入学時採用奨学金又は在学時採用奨学金を受けている学生で、家計の急変等により修学の継続が困難な者

第5条 奨学金を受けることができる大学院に在学している私費外国人留学生(以下「大学院留学生」という。)は、経済的に修学困難で、かつ次の各号の一に該当する者とする。

### (1) 入学時採用奨学金

本学の入学試験に合格し入学手続きを行う者

### (2) 在学時採用奨学金

2年生で、所定の単位数を修得した者

### (3) 応急時採用奨学金

入学時採用奨学金又は在学時採用奨学金を受けている学生で、家計の急変等により修学の継続が困難な者

## (金額及び期間)

第6条 奨学金の金額及び期間は、次の各号のとおりとする。

### (1) 入学時採用奨学金は、年間授業料の25%相当額を減免するものとし、期間は入学年度限りとする。

(2) 在学時採用奨学金は、年間授業料の25%相当額を減免するものとし、期間は卒業又は修了に要する最短修業年限とする。

(3) 長期履修学生として認められた私費外国人留学生の入学時採用奨学金及び在学時採用奨学金は、標準修業年限分の授業料総額の25%相当額を減免するものとする。

(4) 応急時採用奨学金は、金20万円を給付するものとし、期間は家計急変等の理由が生じた年度限りとする。

(申請)

第7条 学部留学生の奨学生の申請は、次の各号のとおりとする。

- (1)入学時採用奨学生及び在学時採用奨学生(2年生に限る。)は、申請を必要としない。
- (2)在学時採用奨学生(3年生以上に限る。)を受けようとする者は、本学が指定する期日までに、所定の書類を国際教育交流センターを通じて、学長に提出しなければならない。
- (3)応急時採用奨学生を受けようとする者は、所定の書類を国際教育交流センターを通じて、学長に提出しなければならない。

第8条 大学院留学生の奨学生の申請は、次の各号のとおりとする。

- (1)入学時採用奨学生及び在学時採用奨学生は、本学が指定する期日までに、所定の書類を国際教育交流センターを通じて、学長に提出しなければならない。
- (2)応急時採用奨学生を受けようとする者は、所定の書類を国際教育交流センターを通じて、学長に提出しなければならない。

(選考基準)

第9条 奨学生の選考基準は、細則で定める。

(選考方法)

第10条 奨学生の選考及び奨学生に関する諸事項を審議するため、私費外国人留学生奨学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の者をもって構成し、国際教育交流センター部長が委員長となる。

- (1)国際教育交流センター部長
- (2)各学部長
- (3)研究科長
- (4)事務局長
- (5)庶務課長
- (6)会計課長
- (7)教務課長
- (8)学生課長

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。議長に事故あるときは、学長が指名した者が議長の職務を行う。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(決定)

第11条 奨学生は、委員会の審議を経て、学長が決定する。

(取り消し)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学生の決定を取り消す。

- (1)停学又は退学の処分を受けたとき。
  - (2)休学又は退学したとき。
  - (3)奨学生を必要としなくなったとき。
- 2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学生の決定を取り消すことができる。
- (1)所定の単位数を修得していないとき。
  - (2)願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

(3) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

3 前 2 項により奨学金の決定を取り消された者は、学籍を失った場合を除き、減免された金額をただちに納付、又は給付された金額をただちに返還しなければならない。ただし、過年度の減免分はこの限りではない。

(事務)

第 13 条 この規程に基づく奨学金に関する事務は、国際教育交流センターが担当する。

(細則)

第 14 条 選考基準その他この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会においてこれを行う。

附 則

この規程は、1996 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学時採用に係る条項は、2021 年度入学者については入学手続時から適用する。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学時採用に係る条項は、2025 年度入学者(編入学者及び転入学者を含む。以下同じ。)については、入学手続時から適用する。

2 前項にかかわらず、2024 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

# 大阪経済法科大学私費外国人留学生奨学生規程細則

1996年2月26日制定

## (趣旨)

第1条 この細則は、大阪経済法科大学私費外国人留学生奨学生規程(以下「規程」という。)第14条により、奨学生について必要な事項を定めるものとする。

## (選考基準)

第2条 規程第4条第2号に定める所定の選考基準は、次のとおりとする。ただし、災害又は重度の疾病等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2年生—1年次終了時に、31単位以上を修得していること。

3年生—2年次終了時に、62単位以上を修得し、かつ、日本語能力試験N2以上に合格していること。

4年生—3年次終了時に、93単位以上を修得し、かつ、日本語能力試験N2以上に合格していること。

第3条 規程第5条第2号に定める所定の単位数は、次のとおりとする。ただし、災害又は重度の疾病等のやむを得ない事情がある場合、又は長期履修学生の場合はこの限りではない。

修士2年生—1年次終了時16単位以上

第4条 規程第5条に定める、経済的に修学困難な者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1)仕送り(入学金、授業料等を除く。)が平均月額90,000円以下である者

(2)在日している扶養者がいる場合その年収が500万円未満である者

## (提出書類)

第4条の2 学部留学生(3年生以上に限る。)の在学時採用奨学生を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1)私費外国人留学生奨学生申請書

(2)日本語能力試験N2以上の合格を証する書類

第5条 大学院留学生の入学時採用奨学生及び在学時採用奨学生を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1)私費外国人留学生奨学生申請書

(2)在留カードの写し

第6条 応急時採用奨学生を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1)私費外国人留学生奨学生申請書

(2)家計の急変等を証明する書類又はそれに準ずるもの

## (採用通知)

第7条 奨学生の採用を決定したときは、本人に通知する。

## (復籍者の扱い)

第8条 学費の滞納により除籍された奨学生が復籍する場合は、奨学生の決定が取り消されていないものとする。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会においてこれを行う。

附 則

この細則は、1996年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、2015年4月1日から実施する。

附 則

1 この細則は、2021年4月1日から実施する。

2 前項にかかわらず、第2条に定める単位数は、2021年度以降の入学者に適用する。2020年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、2025年4月1日から施行する。ただし、2024年度以前の入学者(編入学者及び転入学者を含む。)については、なお従前の例による。